

自然公園法施行規則

(昭和三十二年十月十一日厚生省令第四十一号)

(特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準)

第十一条

22 法第十三条第三項第九号 に掲げる行為及び法第十四条第三項第一号 に掲げる行為(法第十三条第三項第九号 に掲げる行為に限る。)に係る法第十三条第四項及び第十四条第四項 の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特別保護地区、第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
- 二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
- 二の二 土地を階段状に造成するものでないこと(農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。)
- 三 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
- 四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。

- 五** 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
- 六** 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
- 七** 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。